

議案第 114 号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 8 年 9 月 2 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

「
別表中

選挙立会人	日額 10,100 円
-------	-------------

 を
」

「

選挙立会人	日額 10,100 円
行政不服審査会委員	日額 10,000 円
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 10,000 円

 に改める。
」

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。